

ご旅行条件書(手配旅行)

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1.手配旅行契約

1. 株式会社ターミナル(東京都渋谷区富ヶ谷1-19-4 代々木パークビル 203号室 東京都知事登録旅行業第3-6471号 以下「当社」という)と、お客さまとは手配旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。
2. 当社はお客さまの委託により、お客さまのために代理、媒介、取次をすることなどにより、お客さまが当該旅行の日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」という)の提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。
3. 当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用(以下「旅行費用」という)のほか、所定の取扱料金を申し受けます。
4. 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、及び当社旅行業約款手配旅行契約の部(以下「当社約款」という)によります。

2.旅行のお申し込みと契約成立時期

1. 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、申込金(旅行代金の20%相当額以上全額まで)を添えてお申し込みください。お申込金は旅行代金または取消料、違約料の一部として取扱います。残額は、当社が指定する期日までにお支払いください。
2. 旅行契約は、当社がお申し込みを承諾し、お申込金を受理したときに成立します。
3. 上記2にかかわらず、次の場合はお申込金の支払を受けることなく契約が成立します。
 1. お申込金の支払を受けることなく、契約を締結する旨の書面を交付した場合。(書面をお渡しした時点、FAXの場合は発信した時点、Eメールの場合はお客さまに到達した時点で契約成立となります。)
 2. 旅行出発日までに旅行代金と引き換えに旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しする場合。(乗車券、航空券及び宿泊券等の特則で当社がお申し込みを承諾した時点で契約成立となります。)

3.お申し込み条件

1. お申込時点で20才未満の方は、保護者の同意書が必要となります。
2. 高齢の方、慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障害をおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。

4.契約書面のお渡し

1. 当社は、旅行契約成立後速やかにお客さまに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金、その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した 契約書面をお渡します。契約書面

は、本旅行条件書、ご旅行お引受書、ご日程表、ご旅行代金見積書等により構成されます。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しするときは、当該書面をお渡ししないことがあります。

5.旅行代金のお支払いと額の変更

1. 旅行代金(旅行費用ならびに当社の取扱料金)は当社が定める期日までにお支払いください。
2. 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更する場合があります。
3. 当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金が合致しない場合は、旅行終了後速やかに旅行代金を精算します。

6.海外渡航手続

海外旅行においてご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客さまご自身で行っていただきます。ただし、当社は、渡航手続代行契約により、所定の料金を申し受け、渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社はお客さまご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。

7.旅行契約内容の変更

1. お客さまから契約内容の変更のお申し出があったときは、当社は可能な限りお客さまの求めに応じます。この場合当社は旅行代金を変更することがあります。また、次の料金を申し受けます。
 1. 変更のために運送・宿泊機関に支払う取消料・違約料、その他の手配に要する費用
 2. 当社所定の変更手続料金

8.旅行契約の解除

1. お客さまは次の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。契約解除のお申し出は、営業時間内のみにお受けします。
 1. お客さまがすでに受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用
 2. 当社所定の取消手続料金
 3. 当社が得るはずであった取扱料金
2. 当社の責に帰すべき理由により旅行サービスの手配が不可能になった時は、お客さまは旅行契約を解除することができます。このときは、当社は、お客さまがすでに受けた旅行サービスの対価として旅行サービス提供機関に支払う費用を差し引いて払い戻しいたします。
3. お客さまが第5項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときはお客さまに次の料金をお支払いいただきます。
 1. お客さまがすでに受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用
 2. 当社所定の取消手続料金
 3. 当社が得るはずであった取扱料金

9.団体・グループ手配

同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者(以下「構成員」という)がその責任ある代表者を定めて申込んだ旅行契約については、以下により取り扱います。

1. 当社は、お客さまが定めた代表者(以下「契約責任者」という)が構成員の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなして、当該旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
2. 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務または義務について何らの責任を負うものではありません。
3. 契約責任者は、契約締結後当社が定める日までに構成員の名簿を提出していただきます。
4. 契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後は、予め契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。
5. 当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成員に帰属するものとします。
6. 旅行の運営はお客さまご自身で行なっていただきますが、当社は、契約責任者の求めにより所定の添乗サービス料金を申し受けたうえで、添乗サービスを提供します。添乗員のサービス内容は、原則としてあらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。添乗員は契約責任者の指示を受け当該業務を行います。また、添乗員の業務時間帯は、原則として8時から20時までとします。

10.当社の責任

1. 当社の責任の範囲は、第1項2に記載した手配行為に限定されます。
2. 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます。)の故意又は過失により、お客さまに損害を与えたときは、お客さまが被られた損害を賠償いたします。
ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
3. 手荷物について生じた本項2の損害につきましても、本項2の規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して国内旅行にあつては14日以内、海外旅行にあつては21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで(当社に故意、又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。
4. お客さまが、以下に例示するような当社または手配代行者の管理し得ない事由により損害を被られたときは、当社はお客さまに対して責任を負いません。ただし、当社または手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。
 1. 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 2. 運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
 3. 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 4. 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 5. 自由行動中の事故
 6. 食中毒
 7. 盗難

8. 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらのために生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

11.お客さまの責任

1. お客さまの故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客さまが当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客さまから損害の賠償を申し受けます。
2. お客さまは、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
3. お客さまは、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービス内容について、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

12.個人情報の取扱い

1. 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客さまとの連絡のために利用させていただくほか、お客さまがお申込みいただいた旅行において、運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
この他、当社は(1)当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内(2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い(3)アンケートのお願い(4)特典サービスの提供(5)統計資料の作成にお客さまの個人情報を利用させていただくことがあります。
2. 当社は、当社が保有するお客さまの個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客さまへのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社と機密保持契約を結んだ協力企業との間で、共同して利用させていただきます。協力企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。
3. 当社は旅行先でのお客さまのお買い物等の便宜を図るため、当社の保有するお客さまの個人データを土産物店等に提供することがあります。この場合、お客さまの氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法及びファクシミリ等で送付することによって提供します。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込み時にお申出ください。
4. 個人情報の取扱いに関するお問合せ先
電話:03-5738-4161 FAX:03-5738-4178
または当社ホームページ www.terminalcruise.jp をご覧ください。

13.約款準拠

本旅行条件書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款(手配旅行契約の部)に定めるところによります。

(株)ターミナル

東京都知事登録旅行業第 3-6471 号

〒151-0063 東京都渋谷区富ヶ谷 1-19-4 代々木パークビル 203 号室